

諮問番号：令和2年度諮問第25-25号

答申番号：令和2年度答申第31-25号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

各原処分（生活保護変更処分）の通知書（以下「本件各通知書」という。）により、令和元年10月から保護基準額が変わるとの通知は受けたが、その理由の記載がないことから、各原処分は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第4項の規定に違反するものである。

2 処分庁の主張の要旨

「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、各原処分における理由の付記は「基準改定による」で足りるものであるところ、処分庁は、本件各通知書に「基準改定による」等と記載していることから、各原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 各原処分は、保護基準の改定に伴って、当該基準どおりの各原処分を行ったものであり、かつ、各原処分の時点において実質的にその内容は確定していた以上、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかったものである。しかも、令和元年7月17日には、改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）の内容が告示により明らかにされていることにも鑑みれば、被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまでいうことはできない。したがって、本件各通知書に保護基準変更の理由として「基準改定による」等としか記載されていなかったからといって、それによって法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、違法であると評価することはできない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされ、法第24条第4項の規定は、この場合に準用するとされている（法第25条第2項）。また、法第24条第4項においては、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている。

この点、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

しかしながら、法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件各通知書における「基準改定による」のみの理由付記は、その趣旨に鑑みて改善の必要性が認められる。しかしながら、各原処分は、改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

ただし、処分庁は、理由付記の趣旨に鑑みて、生活保護変更処分の通知書において、保護基準の改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等を明示することを検討すべきである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-26号

答申番号：令和2年度答申第31-26号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられ、日本国憲法第25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活ができないため、各原処分（生活保護変更処分）は、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

保護は、「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は、保護基準自体を決定する権限を有しないところ、各原処分は、令和元年に改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）に基づき決定したものであるから、違法又は不当なものではない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、生活保護法及び改定後の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、各原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられたことは違法又は不当であると主張する。

しかしながら、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられており、その内容は、基準部会における専門的かつ科学的見地からの検討等を経て定められているところ、今回の改定に係る厚生労働大臣の判断は、基準部会の検討等を経た意見に沿って行われたものであり、この判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情は伺われなない。したがって、このように決定された改定後の保護基準に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできない。よって、請求人らの主張は採用することができない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-27号

答申番号：令和2年度答申第31-27号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

各原処分（生活保護変更処分）の通知書（以下「本件各通知書」という。）により、令和元年10月から保護基準額が変わるとの通知は受けたが、その理由の記載がないことから、各原処分は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第4項の規定に違反するものである。

2 処分庁の主張の要旨

「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、各原処分における理由の付記は「基準改定による」で足りるものであるところ、処分庁は、本件各通知書に「基準改定による」等と記載した上で、保護基準の改定について説明したお知らせを添付していることから、各原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 各原処分は、保護基準の改定に伴って、当該基準どおりの各原処分を行ったものであり、かつ、各原処分の時点において実質的にその内容は確定していた以上、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかったものである。しかも、令和元年7月17日には、改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）の内容が告示により明らかにされ、さらに、処分庁は、本件各通知書に保護基準の改定の概要を示したお知らせを添付していることにも鑑みれば、被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまでいうことはできない。したがって、本件各通知書に保護基準変更の理由として「基準改定による」等としか記載されていなかったからといって、それによって法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、違法であると評価することはできない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされ、法第24条第4項の規定は、この場合に準用するとされている（法第25条第2項）。また、法第24条第4項においては、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている。なお、一般に、法令が行政処分理由を付記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨とされている。

この点、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

しかしながら、法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、保護基準の改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に保護基準の改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-28号

答申番号：令和2年度答申第31-28号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられ、日本国憲法第25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活ができないため、原処分（生活保護変更処分）は、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

保護は、「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は、保護基準自体を決定する権限を有しないところ、原処分は、令和元年に改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）に基づき決定したものであるから、違法又は不当なものではない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法及び改定後の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人は、生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられたことは違法又は不当であると主張する。

しかしながら、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられており、その内容は、基準部会における専門的かつ科学的見地からの検討等を経て定められているところ、今回の改定に係る厚生労働大臣の判断は、基準部会の検討等を経た意見に沿って行われたものであり、この判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情は伺われな。したがって、このように決定された改定後の保護基準に定める基準生活費を適用して行われた原処分が違法又は不当であるということとはできない。よって、請求人の主張は採用することができない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-29号

答申番号：令和2年度答申第31-29号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられ、日本国憲法第25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活ができないため、各原処分（生活保護変更処分）は、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

保護は、「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は、保護基準自体を決定する権限を有しないところ、各原処分は、令和元年に改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）に基づき決定したものであるから、違法又は不当なものではない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、生活保護法及び改定後の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、各原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられたことは違法又は不当であると主張する。

しかしながら、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられており、その内容は、基準部会における専門的かつ科学的見地からの検討等を経て定められているところ、今回の改定に係る厚生労働大臣の判断は、基準部会の検討等を経た意見に沿って行われたものであり、この判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情は伺われなない。したがって、このように決定された改定後の保護基準に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできない。よって、請求人らの主張は採用することができない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-30号

答申番号：令和2年度答申第31-30号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

各原処分（生活保護変更処分）の通知書（以下「本件各通知書」という。）により、令和元年10月から保護基準額が変わるとの通知は受けたが、その理由の記載がないことから、各原処分は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第4項の規定に違反するものである。

2 処分庁の主張の要旨

「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、各原処分における理由の付記は「基準改定による」で足りるものであるところ、処分庁は、本件各通知書に「基準改定による」等と記載していることから、各原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 各原処分は、保護基準の改定に伴って、当該基準ごおりの各原処分を行ったものであり、かつ、各原処分の時点において実質的にその内容は確定していた以上、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかったものである。しかも、令和元年7月17日には、改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）の内容が告示により明らかにされていることにも鑑みれば、被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまでいうことはできない。したがって、本件各通知書に保護基準変更の理由として「基準改定による」等としか記載されていなかったからといって、それによって法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、違法であると評価することはできない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされ、法第24条第4項の規定は、この場合に準用するとされている（法第25条第2項）。また、法第24条第4項においては、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている。

この点、請求人は、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

しかしながら、法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解される所、本件においては、本件各通知書における「基準改定による」のみの理由付記は、その趣旨に鑑みて改善の必要性が認められる。しかしながら、各原処分は、改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

ただし、処分庁は、理由付記の趣旨に鑑みて、生活保護変更処分の通知書において、保護基準の改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等を明示することを検討すべきである。

北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-31号

答申番号：令和2年度答申第31-31号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられ、日本国憲法第25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活ができないため、各原処分（生活保護変更処分）は、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

保護は、「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は、保護基準自体を決定する権限を有しないところ、各原処分は、令和元年に改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）に基づき決定したものであるから、違法又は不当なものではない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、生活保護法及び改定後の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、各原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられたことは違法又は不当であると主張する。

しかしながら、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられており、その内容は、基準部会における専門的かつ科学的見地からの検討等を経て定められているところ、今回の改定に係る厚生労働大臣の判断は、基準部会の検討等を経た意見に沿って行われたものであり、この判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情は伺われない。したがって、このように決定された改定後の保護基準に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできない。よって、請求人らの主張は採用することができない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-32号

答申番号：令和2年度答申第31-32号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

各原処分（生活保護変更処分）の通知書（以下「本件各通知書」という。）により、令和元年10月から保護基準額が変わるとの通知は受けたが、その理由の記載がないことから、各原処分は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第4項の規定に違反するものである。

2 処分庁の主張の要旨

「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、各原処分における理由の付記は「基準改定による」で足りるものであるところ、処分庁は、本件各通知書に「基準改定による」等と記載した上で、保護基準の改定について説明したお知らせを添付していることから、各原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 各原処分は、保護基準の改定に伴って、当該基準どおりの各原処分を行ったものであり、かつ、各原処分の時点において実質的にその内容は確定していた以上、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかったものである。しかも、令和元年7月17日には、改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）の内容が告示により明らかにされ、さらに、処分庁は、本件各通知書に保護基準の改定の概要を示したお知らせを添付していることにも鑑みれば、被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまでいうことはできない。したがって、本件各通知書に保護基準変更の理由として「基準改定による」等としか記載されていなかったからといって、それによって法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、違法であると評価することはできない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされ、法第24条第4項の規定は、この場合に準用するとされている（法第25条第2項）。また、法第24条第4項においては、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている。なお、一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨とされている。

この点、請求人は、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

しかしながら、法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解される。本件においては、保護基準の改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に保護基準の改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-33号

答申番号：令和2年度答申第31-33号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられ、日本国憲法第25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活ができないため、各原処分（生活保護変更処分）は、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

保護は、「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は、保護基準自体を決定する権限を有しないところ、各原処分は、令和元年に改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）に基づき決定したものであるから、違法又は不当なものではない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、生活保護法及び改定後の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、各原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられたことは違法又は不当であると主張する。

しかしながら、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられており、その内容は、基準部会における専門的かつ科学的見地からの検討等を経て定められているところ、今回の改定に係る厚生労働大臣の判断は、基準部会の検討等を経た意見に沿って行われたものであり、この判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情は伺われなない。したがって、このように決定された改定後の保護基準に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできない。よって、請求人らの主張は採用することができない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-34号

答申番号：令和2年度答申第31-34号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

各原処分（生活保護変更処分）の通知書（以下「本件各通知書」という。）により、令和元年10月から保護基準額が変わるとの通知は受けたが、その理由の記載がないことから、各原処分は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第4項の規定に違反するものである。

2 処分庁の主張の要旨

「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、各原処分における理由の付記は「基準改定による」で足りるものであるところ、処分庁は、本件各通知書に「基準改定による」等と記載していることから、各原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 各原処分は、保護基準の改定に伴って、当該基準どおりの各原処分を行ったものであり、かつ、各原処分の時点において実質的にその内容は確定していた以上、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかったものである。しかも、令和元年7月17日には、改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）の内容が告示により明らかにされていることにも鑑みれば、被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまでいうことはできない。したがって、本件各通知書に保護基準変更の理由として「基準改定による」等としか記載されていなかったからといって、それによって法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、違法であると評価することはできない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされ、法第24条第4項の規定は、この場合に準用するとされている（法第25条第2項）。また、法第24条第4項においては、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている。

この点、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

しかしながら、法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件各通知書における「基準改定による」のみの理由付記は、その趣旨に鑑みて改善の必要性が認められる。しかしながら、各原処分は、改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

ただし、処分庁は、理由付記の趣旨に鑑みて、生活保護変更処分の通知書において、保護基準の改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等を明示することを検討すべきである。

北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25－35号

答申番号：令和2年度答申第31－35号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられ、日本国憲法第25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活ができないため、各原処分（生活保護変更処分）は、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

保護は、「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は、保護基準自体を決定する権限を有しないところ、各原処分は、令和元年に改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）に基づき決定したものであるから、違法又は不当なものではない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、生活保護法及び改定後の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、各原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられたことは違法又は不当であると主張する。

しかしながら、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられており、その内容は、基準部会における専門的かつ科学的見地からの検討等を経て定められているところ、今回の改定に係る厚生労働大臣の判断は、基準部会の検討等を経た意見に沿って行われたものであり、この判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情は伺われなない。したがって、このように決定された改定後の保護基準に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできない。よって、請求人らの主張は採用することができない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-36号

答申番号：令和2年度答申第31-36号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

各原処分（生活保護変更処分）の通知書（以下「本件各通知書」という。）により、令和元年10月から保護基準額が変わるとの通知は受けたが、その理由の記載がないことから、各原処分は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第4項の規定に違反するものである。

2 処分庁の主張の要旨

「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、各原処分における理由の付記は「基準改定による」で足りるものであるところ、処分庁は、本件各通知書に「基準改定による」等と記載した上で、保護基準の改定について説明したお知らせを添付していることから、各原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 各原処分は、保護基準の改定に伴って、当該基準どおりの各原処分を行ったものであり、かつ、各原処分の時点において実質的にその内容は確定していた以上、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかったものである。しかも、令和元年7月17日には、改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）の内容が告示により明らかにされ、さらに、処分庁は、本件各通知書に保護基準の改定の概要を示したお知らせを添付していることにも鑑みれば、被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまでいうことはできない。したがって、本件各通知書に保護基準変更の理由として「基準改定による」等としか記載されていなかったからといって、それによって法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、違法であると評価することはできない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされ、法第24条第4項の規定は、この場合に準用するとされている（法第25条第2項）。また、法第24条第4項においては、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている。なお、一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨とされている。

この点、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

しかしながら、法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、保護基準の改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に保護基準の改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-37号

答申番号：令和2年度答申第31-37号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられ、日本国憲法第25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活ができないため、原処分（生活保護変更処分）は、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

保護は、「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は、保護基準自体を決定する権限を有しないところ、原処分は、令和元年に改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）に基づき決定したものであるから、違法又は不当なものではない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法及び改定後の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定は保護基準に基づいて行われるところ、原処分における請求人の最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものとして認められ、原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人は、生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられたことは違法又は不当であると主張する。

しかしながら、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられており、その内容は、基準部会における専門的かつ科学的見地からの検討等を経て定められているところ、今回の改定に係る厚生労働大臣の判断は、基準部会の検討等を経た意見に沿って行われたものであり、この判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情は伺われなない。したがって、このように決定された改定後の保護基準に定める基準生活費を適用して行われた原処分が違法又は不当であるということとはできない。よって、請求人の主張は採用することができない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25－38号

答申番号：令和2年度答申第31－38号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

各原処分（生活保護変更処分）の通知書（以下「本件各通知書」という。）により、令和元年10月から保護基準額が変わるとの通知は受けたが、その理由の記載がないことから、各原処分は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第4項の規定に違反するものである。

2 処分庁の主張の要旨

「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、各原処分における理由の付記は「基準改定による」で足りるものであるところ、処分庁は、本件各通知書に「基準改定による」等と記載していることから、各原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 各原処分は、保護基準の改定に伴って、当該基準どおりの各原処分を行ったものであり、かつ、各原処分の時点において実質的にその内容は確定していた以上、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかったものである。しかも、令和元年7月17日には、改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）の内容が告示により明らかにされていることにも鑑みれば、被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまでいうことはできない。したがって、本件各通知書に保護基準変更の理由として「基準改定による」等としか記載されていなかったからといって、それによって法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、違法であると評価することはできない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされ、法第24条第4項の規定は、この場合に準用するとされている（法第25条第2項）。また、法第24条第4項においては、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている。

この点、請求人は、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

しかしながら、法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件各通知書における「基準改定による」のみの理由付記は、その趣旨に鑑みて改善の必要性が認められる。しかしながら、各原処分は、改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なもの認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

ただし、処分庁は、理由付記の趣旨に鑑みて、生活保護変更処分の通知書において、保護基準の改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等を明示することを検討すべきである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25－39号

答申番号：令和2年度答申第31－39号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

原処分（生活保護変更処分）の通知書（以下「本件通知書」という。）により、令和元年10月から保護基準額が変わるとの通知は受けたが、その理由の記載がないことから、原処分は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第4項の規定に違反するものである。

2 処分庁の主張の要旨

「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、原処分における理由の付記は「基準改定による」で足りるものであるところ、処分庁は、本件通知書に「基準改定による」等と記載した上で、保護基準の改定について説明したお知らせを添付していることから、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 原処分は、保護基準の改定に伴って、当該基準どおりの原処分を行ったものであり、かつ、原処分の時点において実質的にその内容は確定していた以上、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかったものである。しかも、令和元年7月17日には、改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）の内容が告示により明らかにされ、さらに、処分庁は、本件通知書に保護基準の改定の概要を示したお知らせを添付していることにも鑑みれば、被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまでいうことはできない。したがって、本件通知書に保護基準変更の理由として「基準改定による」等としか記載されていなかったからといって、それによって法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、違法であると評価することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされ、法第24条第4項の規定は、この場合に準用するとされている（法第25条第2項）。また、法第24条第4項においては、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている。なお、一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨とされている。

この点、請求人は、本件通知書において理由付記に不備があると主張する。

しかしながら、法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解される所、本件においては、保護基準の改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件通知書に保護基準の改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、原処分は、改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件通知書に記載の理由について、原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-40号

答申番号：令和2年度答申第31-40号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられ、日本国憲法第25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活ができないため、各原処分（生活保護変更処分）は、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

保護は、「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は、保護基準自体を決定する権限を有しないところ、各原処分は、令和元年に改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）に基づき決定したものであるから、違法又は不当なものではない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、生活保護法及び改定後の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、各原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられたことは違法又は不当であると主張する。

しかしながら、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられており、その内容は、基準部会における専門的かつ科学的見地からの検討等を経て定められているところ、今回の改定に係る厚生労働大臣の判断は、基準部会の検討等を経た意見に沿って行われたものであり、この判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情は伺われないう。したがって、このように決定された改定後の保護基準に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできない。よって、請求人らの主張は採用することができない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-41号

答申番号：令和2年度答申第31-41号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

各原処分（生活保護変更処分）の通知書（以下「本件各通知書」という。）により、令和元年10月から保護基準額が変わるとの通知は受けたが、その理由の記載がないことから、各原処分は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第4項の規定に違反するものである。

2 処分庁の主張の要旨

「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、各原処分における理由の付記は「基準改定による」で足りるものであるところ、処分庁は、本件各通知書に「基準改定による」等と記載した上で、保護基準の改定について説明したお知らせを添付していることから、各原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 各原処分は、保護基準の改定に伴って、当該基準どおりの各原処分を行ったものであり、かつ、各原処分の時点において実質的にその内容は確定していた以上、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかったものである。しかも、令和元年7月17日には、改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）の内容が告示により明らかにされ、さらに、処分庁は、本件各通知書に保護基準の改定の概要を示したお知らせを添付していることにも鑑みれば、被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまでいうことはできない。したがって、本件各通知書に保護基準変更の理由として「基準改定による」等としか記載されていなかったからといって、それによって法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、違法であると評価することはできない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされ、法第24条第4項の規定は、この場合に準用するとされている（法第25条第2項）。また、法第24条第4項においては、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている。なお、一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨とされている。

この点、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

しかしながら、法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、保護基準の改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等について明示することが望ましく、本件各通知書に保護基準の改定の概要を添付していたという事情を考慮しても、本件各通知書における「基準改定による」との理由付記は、その制度趣旨に鑑みて改善の余地は認められる。しかしながら、各原処分は、改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-42号

答申番号：令和2年度答申第31-42号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

原処分（生活保護変更処分）の通知書（以下「本件通知書」という。）により、令和元年10月から保護基準額が変わるとの通知は受けたが、その理由の記載がないことから、原処分は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第4項の規定に違反するものである。

2 処分庁の主張の要旨

「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、原処分における理由の付記は「基準改定による」で足りるものであるところ、処分庁は、本件通知書に「基準改定による」等と記載していることから、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 原処分は、保護基準の改定に伴って、当該基準どおりの原処分を行ったものであり、かつ、原処分の時点において実質的にその内容は確定していた以上、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかったものである。しかも、令和元年7月17日には、改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）の内容が告示により明らかにされていることにも鑑みれば、被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまでいうことはできない。したがって、本件通知書に保護基準変更の理由として「基準改定による」等としか記載されていなかったからといって、それによって法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、違法であると評価することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされ、法第24条第4項の規定は、この場合に準用するとされている（法第25条第2項）。また、法第24条第4項においては、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている。

この点、請求人は、本件通知書において理由付記に不備があると主張する。

しかしながら、法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件通知書における「基準改定による」のみの理由付記は、その趣旨に鑑みて改善の必要性が認められる。しかしながら、原処分は、改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件通知書に記載の理由について、原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

ただし、処分庁は、理由付記の趣旨に鑑みて、生活保護変更処分の通知書において、保護基準の改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等を明示することを検討すべきである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-43号

答申番号：令和2年度答申第31-43号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

原処分（生活保護変更処分）の通知書（以下「本件通知書」という。）により、令和元年10月から保護基準額が変わるとの通知は受けたが、その理由の記載がないことから、原処分は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第4項の規定に違反するものである。

2 処分庁の主張の要旨

「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、原処分における理由の付記は「基準改定による」で足りるものであるところ、処分庁は、本件通知書に「基準改定による」等と記載していることから、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 原処分は、保護基準の改定に伴って、当該基準どおりの原処分を行ったものであり、かつ、原処分の時点において実質的にその内容は確定していた以上、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかったものである。しかも、令和元年7月17日には、改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）の内容が告示により明らかにされていることにも鑑みれば、被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまでいうことはできない。したがって、本件通知書に保護基準変更の理由として「基準改定による」等としか記載されていなかったからといって、それによって法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、違法であると評価することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされ、法第24条第4項の規定は、この場合に準用するとされている（法第25条第2項）。また、法第24条第4項においては、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている。

この点、請求人は、本件通知書において理由付記に不備があると主張する。

しかしながら、法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件通知書における「基準改定による」のみの理由付記は、その趣旨に鑑みて改善の必要性が認められる。しかしながら、原処分は、改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件通知書に記載の理由について、原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

ただし、処分庁は、理由付記の趣旨に鑑みて、生活保護変更処分の通知書において、保護基準の改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等を明示することを検討すべきである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-44号

答申番号：令和2年度答申第31-44号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられ、日本国憲法第25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活ができないため、各原処分（生活保護変更処分）は、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

保護は、「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は、保護基準自体を決定する権限を有しないところ、各原処分は、令和元年に改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）に基づき決定したものであるから、違法又は不当なものではない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、生活保護法及び改定後の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、各原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられたことは違法又は不当であると主張する。

しかしながら、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられており、その内容は、基準部会における専門的かつ科学的見地からの検討等を経て定められているところ、今回の改定に係る厚生労働大臣の判断は、基準部会の検討等を経た意見に沿って行われたものであり、この判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情は伺われな。したがって、このように決定された改定後の保護基準に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできない。よって、請求人らの主張は採用することができない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25－45号

答申番号：令和2年度答申第31－45号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

原処分（生活保護変更処分）の通知書（以下「本件通知書」という。）により、令和元年10月から保護基準額が変わるとの通知は受けたが、その理由の記載がないことから、原処分は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第4項の規定に違反するものである。

2 処分庁の主張の要旨

「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、原処分における理由の付記は「基準改定による」で足りるものであるところ、処分庁は、本件通知書に「基準改定による」等と記載していることから、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 原処分は、保護基準の改定に伴って、当該基準どおりの原処分を行ったものであり、かつ、原処分の時点において実質的にその内容は確定していた以上、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかったものである。しかも、令和元年7月17日には、改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）の内容が告示により明らかにされていることにも鑑みれば、被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまで言うことはできない。したがって、本件通知書に保護基準変更の理由として「基準改定による」等としか記載されていなかったからといって、それによって法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、違法であると評価することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされ、法第24条第4項の規定は、この場合に準用するとされている（法第25条第2項）。また、法第24条第4項においては、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている。

この点、請求人は、本件通知書において理由付記に不備があると主張する。

しかしながら、法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件通知書における「基準改定による」のみの理由付記は、その趣旨に鑑みて改善の必要性が認められる。しかしながら、原処分は、改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件通知書に記載の理由について、原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

ただし、処分庁は、理由付記の趣旨に鑑みて、生活保護変更処分の通知書において、保護基準の改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等を明示することを検討すべきである。

北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-46号

答申番号：令和2年度答申第31-46号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

各原処分（生活保護変更処分）の通知書（以下「本件各通知書」という。）により、令和元年10月から保護基準額が変わるとの通知は受けたが、その理由の記載がないことから、各原処分は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第4項の規定に違反するものである。

2 処分庁の主張の要旨

「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、各原処分における理由の付記は「基準改定による」で足りるものであるところ、処分庁は、本件各通知書に「基準改定による」等と記載していることから、各原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 各原処分は、保護基準の改定に伴って、当該基準どおりの各原処分を行ったものであり、かつ、各原処分の時点において実質的にその内容は確定していた以上、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかったものである。しかも、令和元年7月17日には、改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）の内容が告示により明らかにされていることにも鑑みれば、被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまでいうことはできない。したがって、本件各通知書に保護基準変更の理由として「基準改定による」等としか記載されていなかったからといって、それによって法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、違法であると評価することはできない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされ、法第24条第4項の規定は、この場合に準用するとされている（法第25条第2項）。また、法第24条第4項においては、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている。

この点、請求人は、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

しかしながら、法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されること、本件においては、本件各通知書における「基準改定による」のみの理由付記は、その趣旨に鑑みて改善の必要性が認められる。しかしながら、各原処分は、改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

ただし、処分庁は、理由付記の趣旨に鑑みて、生活保護変更処分の通知書において、保護基準の改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等を明示することを検討すべきである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-47号

答申番号：令和2年度答申第31-47号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられ、日本国憲法第25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活ができないため、各原処分（生活保護変更処分）は、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

保護は、「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）に基づいて行われるべきであり、また、処分庁は、保護基準自体を決定する権限を有しないところ、各原処分は、令和元年に改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）に基づき決定したものであるから、違法又は不当なものではない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、生活保護法及び改定後の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定は保護基準に基づいて行われるところ、各原処分における請求人らの最低生活費については、改定後の保護基準に基づいて適正に算定されているから、法令等の規定に則った適正なものと認められ、各原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人らは、生活扶助基準の改定に伴って保護費が引き下げられたことは違法又は不当であると主張する。

しかしながら、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられており、その内容は、基準部会における専門的かつ科学的見地からの検討等を経て定められているところ、今回の改定に係る厚生労働大臣の判断は、基準部会の検討等を経た意見に沿って行われたものであり、この判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情は伺われな。したがって、このように決定された改定後の保護基準に定める基準生活費を適用して行われた各原処分が違法又は不当であるということとはできない。よって、請求人らの主張は採用することができない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子

諮問番号：令和2年度諮問第25-48号

答申番号：令和2年度答申第31-48号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件各審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人ら（以下「請求人ら」という。）の主張の要旨

各原処分（生活保護変更処分）の通知書（以下「本件各通知書」という。）により、令和元年10月から保護基準額が変わるとの通知は受けたが、その理由の記載がないことから、各原処分は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第4項の規定に違反するものである。

2 処分庁の主張の要旨

「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）及びその改定は、厚生労働大臣の定める告示によるもので、その要件等が明確に示されていることから、各原処分における理由の付記は「基準改定による」で足りるものであるところ、処分庁は、本件各通知書に「基準改定による」等と記載していることから、各原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 各原処分は、法及び保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 各原処分は、保護基準の改定に伴って、当該基準どおりの各原処分を行ったものであり、かつ、各原処分の時点において実質的にその内容は確定していた以上、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかったものである。しかも、令和元年7月17日には、改定された保護基準（経過措置を含む。以下「改定後の保護基準」という。）の内容が告示により明らかにされていることにも鑑みれば、被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまでいうことはできない。したがって、本件各通知書に保護基準変更の理由として「基準改定による」等としか記載されていなかったからといって、それによって法が通知書に理由を付記しなければならないとした趣旨を没却し、違法であると評価することはできない。

3 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人らの主張には理由がないから、本件各審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年10月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされ、法第24条第4項の規定は、この場合に準用するとされている（法第25条第2項）。また、法第24条第4項においては、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとされている。

この点、請求人らは、本件各通知書において理由付記に不備があると主張する。

しかしながら、法第25条第2項において準用する法第24条第4項が理由付記を求めた趣旨は、行政庁による恣意的判断を抑制するとともに、保護の決定がどのような理由によって行われたものであるかを被保護者に十分周知させ、不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件においては、本件各通知書における「基準改定による」のみの理由付記は、その趣旨に鑑みて改善の必要性が認められる。しかしながら、各原処分は、改定後の保護基準どおりの処分を行うものであって、処分庁に恣意的な判断が介入するおそれはなく、かつ、改定後の保護基準の内容は厚生労働省告示により明らかにされていることに鑑みると、本件各通知書に記載の理由について、各原処分が取り消されるべき程度の不備があったとまではいえない。

以上のとおり、各原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件各審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

ただし、処分庁は、理由付記の趣旨に鑑みて、生活保護変更処分の通知書において、保護基準の改定の時期や保護基準の詳細な内容について参照すべき箇所等を明示することを検討すべきである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子